

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、令和元年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%（標準税率）1.76%（軽減税率））へ引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

予算科目			内容	決算額
7 款 地方消費税 交付金	1 項 地方消費税 交付金	1 目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	399,262
計				399,262

歳出

（単位：千円）

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金（社会保 障財源化分） 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3 款 民生費	1 項 社会福祉費	1 目 社会福祉総務費	274,202	87,629		186,573	186,573
		4 目 障害者福祉費	147,741	30,069	10,006	107,666	107,666
		5 目 老人福祉費	912,255	100,340	20,870	791,045	791,045
		7 目 障害者自立支援費	549,332	415,201		134,131	134,131
	2 項 児童福祉費	2 目 児童手当費	610,050	526,304		83,746	83,746
		3 目 母子福祉費	202,528	45,373	11,648	145,507	145,507
		7 目 児童発達支援費	147,550	99,944		47,606	47,606
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	2 目 予防費	6,204	2,080		4,124	4,124
計			2,947,405	1,306,940	42,524	1,597,941	1,597,941

※ 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費